

法令の改正等に伴う関係条例の整理に関する条例、千葉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例、千葉市指定特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例、千葉市国民健康保険条例の一部を改正する条例、千葉市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例、千葉市魚介類等行商販売営業の規制に関する条例を廃止する条例、千葉市介護保険条例の一部を改正する条例、千葉市老人センター設置管理条例を廃止する条例、千葉市火災予防条例の一部を改正する条例、千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、千葉市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例の一部を改正する条例、千葉市立中等教育学校設置条例、中等教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例、千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例、千葉市都市公園条例の一部を改正する条例、千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例及び千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

千葉市長 神谷 俊一

千葉県条例第1号

法令の改正等に伴う関係条例の整理に関する条例

(千葉県公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例の一部改正)

第1条 千葉県公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例(平成22年千葉県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「前条第1項第3号」を「前条第3号」に改める。

(千葉県証明等手数料条例の一部改正)

第2条 千葉県証明等手数料条例(昭和22年千葉県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第2条第22号」を「第2条第21号」に改める。

(千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 千葉県病院事業の設置等に関する条例(昭和43年千葉県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第10条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(千葉県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第4条 千葉県特定非営利活動促進法施行条例(平成24年千葉県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

第16条第1項中「第52条第4項」の次に「及び第5項」を加え、「及び法第54条第4項」を「並びに法第54条第4項」に改める。

(千葉県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 千葉県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年千葉県条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条第23号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改める。

(千葉県営住宅条例の一部改正)

第6条 千葉県営住宅条例(昭和36年千葉県条例第5号)の一部を次

のように改正する。

第49条第1項中「第23条第2号イ」を「第23条第1号イ」に改める。

(千葉県建築関係手数料条例の一部改正)

第7条 千葉県建築関係手数料条例(平成12年千葉県条例第42号)の一部を次のように改正する。

別表61の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に、「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表62の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に、「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表63の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、「第30条第1項」を「第35条第1項」に改める。

(千葉県下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第8条 千葉県下水道事業の設置等に関する条例(平成4年千葉県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(千葉県水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第9条 千葉県水道事業の設置等に関する条例(昭和50年千葉県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は令和3年6月9日から、第7条の規定は同年4月1日から施行する。

千葉市条例第2号

千葉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

千葉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成20年千葉市条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

千葉市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例
第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）第13条第1項の規定の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

第9条を第11条とする。

第8条の見出し中「手続等に係る電子情報処理組織の使用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条中「少なくとも毎年度1回、市の機関が」を削り、「使用して行わせ、又は」を「使用する方法により」に、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、「により」の次に「少なくとも毎年度1回」を加え、同条を第10条とする。

第7条を削る。

第6条第1項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

第6条を第7条とし、同条の次に次の2条を加える。

(市の機関による情報システムの整備等)

第8条 市の機関は、国の行政機関等（法第3条第3号に規定する国の行政機関等をいう。）が法第5条第1項から第3項までの規定に基づき講ずる措置に準じて、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該市の機関の情報システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(添付書面等の省略)

第9条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないこととすることができる。

第5条第1項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「規定により」を「電磁的記録に記録されている事項又は書類により」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する」を「に関する他の条例等の規定により」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条を第6条とする。

第4条第1項及び第2項を次のように改める。

処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

第4条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「処分通知等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の1項を加える。

- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第4条を第5条とする。

第3条第1項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」

に改め、「により、」の次に「規則等で定める」を加え、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に改め、「いう。」の次に「以下同じ。」を加え、「使用して行わせる」を「使用する方法により行う」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第9条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

第3条に次の2項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において収入証紙をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規

定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。第3条を第4条とする。

第2条中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同条第8号中「いう。」の次に「この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき他の市の機関又は民間事業者を経由して行われる申請等における当該他の市の機関又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける市の機関に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。」を加え、同号を同条第9号とし、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同条第5号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

（5）民間事業者 個人又は法人その他の団体であつて、事業を行うもの（法第3条第2号に規定する行政機関等を除く。）をいう。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（基本原則）

第2条 情報通信技術を活用した行政の推進は、法第2条の規定の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- （1）手続等並びにこれに関連する市の機関の事務及び民間事業者の業務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることにより、手続等に係る時間、場所その他の制約を除去するとともに、当該事務及び業務の自動化及び共通化を図り、もって手続等が利用しやすい方法により迅速かつ的確に行われるようにすること。
- （2）民間事業者その他の者から市の機関に提供された情報については、市の機関が相互に連携して情報システムを利用した当該情報の共有を図ることにより、当該情報と同一の内容の情報の提供を要しないものとする。

(3) 社会生活又は事業活動に伴い同一の機会に通常必要とされる多数の手續等（これらの手續等に関連して民間事業者に対して行われ、又は民間事業者が行う通知を含む。以下この号において同じ。）について、市の機関及び民間事業者が相互に連携することにより、情報通信技術を利用して当該手續等を一括して行うことができるようにすること。

千葉県条例第3号

千葉県指定特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例

千葉県指定特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例（平成26年千葉県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第7号中「これ」を「当該書類（アに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）」に改める。

第10条第4項中「前項」を「第3項」に改め、同項を第10条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

第13条第1項中「及び前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類」の次に「（同項第3号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。以下同じ。）」を加える。

第14条中「これ」を「これらの書類（事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）」に改める。

第19条第2項第5号中「第10条第4項」を「第10条第5項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年6月9日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第13条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

千葉市条例第4号

千葉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

千葉市国民健康保険条例（昭和61年千葉市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

第26条第1項第1号中「地方税法第314条の2第2項に規定する金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第2号及び第3号中「地方税法第314条の2第2項に規定する金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

附則第6項中「地方税法第313条第3項」との次に「、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」と」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第12条第1項、第26条第1項及び附則第6項の規定は、令和3年度以後の年度に係る保険料について適用し、令和2年度以前の年度に係る保険料については、なお従前の例による。

千葉県条例第5号

千葉県衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

第1条 千葉県衛生関係手数料条例（平成12年千葉県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表79の項中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改め、同表115の項中「第13条第5項」を「第13条第6項」に改める。

第2条 千葉県衛生関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表1の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第1号」に改め、同表2の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第2号」に、「喫茶店営業の」を「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の」に、「喫茶店営業許可申請手数料」を「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料」に、「喫茶店営業許可更新申請手数料」を「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可更新申請手数料」に改め、同表3の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第3号」に、「菓子製造業の」を「食肉販売業の」に、「菓子製造業許可申請手数料」を「食肉販売業許可申請手数料」に、「菓子製造業許可更新申請手数料」を「食肉販売業許可更新申請手数料」に、「14,000円」を「9,600円」に、「9,800円」を「6,700円」に改め、同表4の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第4号」に、「あん類製造業の」を「魚介類販売業の」に、「あん類製造業許可申請手数料」を「魚介類販売業許可申請手数料」に、「あん類製造業許可更新申請手数料」を「魚介類販売業許可更新申請手数料」に、「14,000円」を「9,600円」に、「9,800円」を「6,700円」に改め、同表5の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第5号」に、「アイスクリーム類製造業の」を「魚介類競り売り営業の」に、「アイスクリーム類製造業許可申請手数料」を「魚介類競り売り営業許可申請手数料」に、

「アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料」を「魚介類競り売り営業許可更新申請手数料」に、「14,000円」を「21,000円」に、「9,800円」を「14,700円」に改め、同表6の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第6号」に、「乳処理業の」を「集乳業の」に、「乳処理業許可申請手数料」を「集乳業許可申請手数料」に、「乳処理業許可更新申請手数料」を「集乳業許可更新申請手数料」に、「21,000円」を「9,600円」に、「14,700円」を「6,700円」に改め、同表7の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第7号」に、「特別牛乳搾取処理業の」を「乳処理業の」に、「特別牛乳搾取処理業許可申請手数料」を「乳処理業許可申請手数料」に、「特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料」を「乳処理業許可更新申請手数料」に改め、同表8の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第8号」に、「乳製品製造業の」を「特別牛乳搾取処理業の」に、「乳製品製造業許可申請手数料」を「特別牛乳搾取処理業許可申請手数料」に、「乳製品製造業許可更新申請手数料」を「特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料」に改め、同表9の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第9号」に、「集乳業の」を「食肉処理業の」に、「集乳業許可申請手数料」を「食肉処理業許可申請手数料」に、「集乳業許可更新申請手数料」を「食肉処理業許可更新申請手数料」に、「9,600円」を「21,000円」に、「6,700円」を「14,700円」に改め、同表10の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第10号」に、「乳類販売業の」を「食品の放射線照射業の」に、「乳類販売業許可申請手数料」を「食品の放射線照射業許可申請手数料」に、「乳類販売業許可更新申請手数料」を「食品の放射線照射業許可更新申請手数料」に、「9,600円」を「21,000円」に、「6,700円」を「14,700円」に改め、同表11の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第11号」に、「食肉処理業の」を「菓子製造業の」に、「食肉処理

業許可申請手数料」を「菓子製造業許可申請手数料」に、「食肉処理業許可更新申請手数料」を「菓子製造業許可更新申請手数料」に、「21,000円」を「14,000円」に、「14,700円」を「9,800円」に改め、同表12の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第12号」に、「食肉販売業の」を「アイスクリーム類製造業の」に、「食肉販売業許可申請手数料」を「アイスクリーム類製造業許可申請手数料」に、「食肉販売業許可更新申請手数料」を「アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料」に、「9,600円」を「14,000円」に、「6,700円」を「9,800円」に改め、同表13の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第13号」に、「食肉製品製造業の」を「乳製品製造業の」に、「食肉製品製造業許可申請手数料」を「乳製品製造業許可申請手数料」に、「食肉製品製造業許可更新申請手数料」を「乳製品製造業許可更新申請手数料」に改め、同表14の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第14号」に、「魚介類販売業の」を「清涼飲料水製造業の」に、「魚介類販売業許可申請手数料」を「清涼飲料水製造業許可申請手数料」に、「魚介類販売業許可更新申請手数料」を「清涼飲料水製造業許可更新申請手数料」に、「9,600円」を「21,000円」に、「6,700円」を「14,700円」に改め、同表15の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第15号」に、「魚介類競り売り営業の」を「食肉製品製造業の」に、「魚介類競り売り営業許可申請手数料」を「食肉製品製造業許可申請手数料」に、「魚介類競り売り営業許可更新申請手数料」を「食肉製品製造業許可更新申請手数料」に改め、同表16の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第16号」に、「魚肉練り製品製造業の」を「水産製品製造業の」に、「魚肉練り製品製造業許可申請手数料」を「水産製品製造業許可申請手数料」に、「魚肉練り製品製造業許可更新申請手数料」を「水産製品製造業許可更新申請手数料」に改め、同表17の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35

条」を「第35条第17号」に、「食品の冷凍又は冷蔵業の」を「冰雪製造業の」に、「食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料」を「冰雪製造業許可申請手数料」に、「食品の冷凍又は冷蔵業許可更新申請手数料」を「冰雪製造業許可更新申請手数料」に改め、同表18の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第18号」に、「食品の放射線照射業の」を「液卵製造業の」に、「食品の放射線照射業許可申請手数料」を「液卵製造業許可申請手数料」に、「食品の放射線照射業許可更新申請手数料」を「液卵製造業許可更新申請手数料」に、「21,000円」を「14,000円」に、「14,700円」を「9,800円」に改め、同表19の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第19号」に、「清涼飲料水製造業の」を「食用油脂製造業の」に、「清涼飲料水製造業許可申請手数料」を「食用油脂製造業許可申請手数料」に、「清涼飲料水製造業許可更新申請手数料」を「食用油脂製造業許可更新申請手数料」に改め、同表20の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第20号」に、「乳酸菌飲料製造業の」を「みそ又はしょうゆ製造業の」に、「乳酸菌飲料製造業許可申請手数料」を「みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料」に、「乳酸菌飲料製造業許可更新申請手数料」を「みそ又はしょうゆ製造業許可更新申請手数料」に、「14,000円」を「16,000円」に、「9,800円」を「11,200円」に改め、同表21の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第21号」に、「冰雪製造業の」を「酒類製造業の」に、「冰雪製造業許可申請手数料」を「酒類製造業許可申請手数料」に、「冰雪製造業許可更新申請手数料」を「酒類製造業許可更新申請手数料」に、「21,000円」を「16,000円」に、「14,700円」を「11,200円」に改め、同表22の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第22号」に、「冰雪販売業の」を「豆腐製造業の」に、「冰雪販売業許可申請手数料」を「豆腐製造業許可申請手数料」に、「冰雪販売業許可更新申請手数料」を「豆腐製造業許可更新申請

手数料」に改め、同表 2 3 の項中「第 5 2 条第 1 項」を「第 5 5 条第 1 項」に、「第 3 5 条」を「第 3 5 条第 2 3 号」に、「食用油脂製造業の」を「納豆製造業の」に、「食用油脂製造業許可申請手数料」を「納豆製造業許可申請手数料」に、「食用油脂製造業許可更新申請手数料」を「納豆製造業許可更新申請手数料」に、「21,000 円」を「14,000 円」に、「14,700 円」を「9,800 円」に改め、同表 2 4 の項中「第 5 2 条第 1 項」を「第 5 5 条第 1 項」に、「第 3 5 条」を「第 3 5 条第 2 4 号」に、「マーガリン又はショートニング製造業の」を「麺類製造業の」に、「マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料」を「麺類製造業許可申請手数料」に、「マーガリン又はショートニング製造業許可更新申請手数料」を「麺類製造業許可更新申請手数料」に、「21,000 円」を「14,000 円」に、「14,700 円」を「9,800 円」に改め、同表 2 5 の項中「第 5 2 条第 1 項」を「第 5 5 条第 1 項」に、「第 3 5 条」を「第 3 5 条第 2 5 号」に、「みそ製造業の」を「そうざい製造業の」に、「みそ製造業許可申請手数料」を「そうざい製造業許可申請手数料」に、「みそ製造業許可更新申請手数料」を「そうざい製造業許可更新申請手数料」に、「16,000 円」を「21,000 円」に、「11,200 円」を「14,700 円」に改め、同表 2 6 の項中「第 5 2 条第 1 項」を「第 5 5 条第 1 項」に、「第 3 5 条」を「第 3 5 条第 2 6 号」に、「しょうゆ製造業の」を「複合型そうざい製造業の」に、「しょうゆ製造業許可申請手数料」を「複合型そうざい製造業許可申請手数料」に、「しょうゆ製造業許可更新申請手数料」を「複合型そうざい製造業許可更新申請手数料」に、「16,000 円」を「25,000 円」に、「11,200 円」を「17,500 円」に改め、同表 2 7 の項中「第 5 2 条第 1 項」を「第 5 5 条第 1 項」に、「第 3 5 条」を「第 3 5 条第 2 7 号」に、「ソース類製造業の」を「冷凍食品製造業の」に、「ソース類製造業許可申請手数料」を「冷凍食品製造業許可申請手数料」に、「ソース類製造業許可更新申請手数料」を「冷凍食品製造業許可更新申請手数料」に、「16,000 円」を「21,000 円」に、「11,200 円」を「14,700

円」に改め、同表 28 の項中「第 5 2 条第 1 項」を「第 5 5 条第 1 項」に、「第 3 5 条」を「第 3 5 条第 2 8 号」に、「酒類製造業の」を「複合型冷凍食品製造業の」に、「酒類製造業許可申請手数料」を「複合型冷凍食品製造業許可申請手数料」に、「酒類製造業許可更新申請手数料」を「複合型冷凍食品製造業許可更新申請手数料」に、「16,000 円」を「25,000 円」に、「11,200 円」を「17,500 円」に改め、同表 29 の項中「第 5 2 条第 1 項」を「第 5 5 条第 1 項」に、「第 3 5 条」を「第 3 5 条第 2 9 号」に、「豆腐製造業の」を「漬物製造業の」に、「豆腐製造業許可申請手数料」を「漬物製造業許可申請手数料」に、「豆腐製造業許可更新申請手数料」を「漬物製造業許可更新申請手数料」に改め、同表 30 の項中「第 5 2 条第 1 項」を「第 5 5 条第 1 項」に、「第 3 5 条」を「第 3 5 条第 3 0 号」に、「納豆製造業の」を「密封包装食品製造業の」に、「納豆製造業許可申請手数料」を「密封包装食品製造業許可申請手数料」に、「納豆製造業許可更新申請手数料」を「密封包装食品製造業許可更新申請手数料」に、「14,000 円」を「21,000 円」に、「9,800 円」を「14,700 円」に改め、同表 31 の項中「第 5 2 条第 1 項」を「第 5 5 条第 1 項」に、「第 3 5 条」を「第 3 5 条第 3 1 号」に、「麺類製造業の」を「食品の小分け業の」に、「麺類製造業許可申請手数料」を「食品の小分け業許可申請手数料」に、「麺類製造業許可更新申請手数料」を「食品の小分け業許可更新申請手数料」に改め、同表 32 の項中「第 5 2 条第 1 項」を「第 5 5 条第 1 項」に、「第 3 5 条」を「第 3 5 条第 3 2 号」に、「そうざい製造業の」を「添加物製造業の」に、「そうざい製造業許可申請手数料」を「添加物製造業許可申請手数料」に、「そうざい製造業許可更新申請手数料」を「添加物製造業許可更新申請手数料」に改め、同表中 33 の項及び 34 の項を削り、35 の項を 33 の項とし、36 の項から 118 の項までを 2 項ずつ繰り上げる。

第 3 条 千葉市衛生関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表 7 3 の項中「第 1 2 条第 2 項」を「第 1 2 条第 4 項」に改め、同表 7 5 の項中「第 1 3 条第 3 項」を「第 1 3 条第 4 項」に改め、同

表 7 7 の項中「第 1 4 条第 1 3 項」を「第 1 4 条第 1 5 項」に改め、
同表 8 1 の項中「第 3 9 条第 4 項」を「第 3 9 条第 6 項」に改め、同
表 8 2 の項中「第 1 条の 5 第 1 項」を「第 2 条の 3 第 1 項」に改め、
同表 8 3 の項中「第 1 条の 6 第 1 項」を「第 2 条の 4 第 1 項」に改め
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は令和 3
年 6 月 1 日から、第 3 条の規定は同年 8 月 1 日から施行する。

千葉県条例第6号

千葉県魚介類等行商販売営業の規制に関する条例を廃止する条例
千葉県魚介類等行商販売営業の規制に関する条例（平成3年千葉県条例第56号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

千葉県条例第7号

千葉県介護保険条例の一部を改正する条例

千葉県介護保険条例（平成12年千葉県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成30年度」を「令和3年度」に、「平成32年度」を「令和5年度」に改め、同項第1号中「31,800円」を「19,440円」に改め、同項第2号中「41,340円」を「25,920円」に改め、同項第3号中「47,700円」を「45,360円」に改め、同項第4号中「57,240円」を「58,320円」に改め、同項第5号中「63,600円」を「64,800円」に改め、同項第6号中「66,780円」を「68,040円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、同項第7号中「69,960円」を「71,280円」に改め、同項第8号中「79,500円」を「81,000円」に改め、同項第9号中「95,400円」を「97,200円」に改め、同項第10号中「111,300円」を「113,400円」に改め、同項第11号中「127,200円」を「129,600円」に改め、同項第12号中「143,100円」を「145,800円」に改め、同項第13号中「152,640円」を「155,520円」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第8条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40

年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第3条第1項の規定は、令和3年度以後の年度に係る保険料率の算定について適用し、令和2年度以前の年度に係る保険料率の算定については、なお従前の例による。

千葉県条例第 8 号

千葉県老人センター設置管理条例を廃止する条例

千葉県老人センター設置管理条例（昭和 48 年千葉県条例第 45 号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

千葉市条例第9号

千葉市火災予防条例の一部を改正する条例

千葉市火災予防条例（昭和37年千葉市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の4第1項中「第44条第1項第13号」を「第44条第1項第14号」に改める。

第11条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう。」の次に「第12号において同じ。）をいう。」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イ中「また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。」を削り、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項第12号を同項第16号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。
- (14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合

には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次のように加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「本条第1項」を「この条第1項」に改める。

第17条（見出しを含む。）中「充てんする」を「充填する」に改め、同条第9号中「充てん」を「充填」に改める。

第44条第1項第17号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同項第18号とし、同項中第16号を第17号とし、第13号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、同項第12号の次に次の1号を加える。

- (13) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

第44条第3項中「第17号」を「第18号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

千葉県条例第10号

千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県条例第11号

千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

第41条中「第24条から第26条まで」を「第23条第3項及び第24条から第26条まで」に、「これら」を「第24条から第26条まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県条例第12号

千葉県子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例の一部を改正する条例

千葉県子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例（令和元年千葉県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「6人以上である施設」を「6人以上であるもの」に改め、同号ア（ア）中「数が」の次に「、施設の主たる開所時間である11時間（開所時間が11時間以内である場合にあつては、当該開所時間。以下同じ。）において」を加え、「1人以上であること。ただし、当該者の数は2人を下ることはできないこと。」を「1人以上、かつ、施設一につき2人以上であること。また、主たる開所時間である11時間以外の時間帯については、常時2人（保育されている小学校就学前子どもの数が1人である時間帯にあつては、1人）以上であること。ただし、1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上19人以下の施設における、複数の満1歳未満の小学校就学前子どもを保育する時間帯並びに夜間及び午睡の時間帯以外の時間帯（安全面の配慮が行われた必要最小限の時間帯に限る。）については、1人以上とすればよいこと。」に改め、同号ア（イ）中「おおむね3分の1以上は」を「おおむね3分の1（保育に従事する者が2人以下の場合にあつては、1人）以上に相当する数のものが」に、「有する者」を「有するもの」に改め、同号ア（ウ）の次に次のように加える。

（エ）国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないこと。

第3条第1号イ（イ）中「につき」を「当たり」に改め、同号イ（カ）中「小学校就学前子ども」を「満1歳以上の小学校就学前子ども」に改め、同号ウ（エ）中「（ア）及び（イ）」を「（ア）から（ウ）まで」

に改め、同号ウ（エ） b 中「の（a）及び（b）の別」を「に掲げる区分ごと」に改め、同号（エ） b の表中「（a）」を「常用」に「（b）」を「避難用」に改め、同号ウ（オ）中「設ける場合」を「設ける建物」に、「満たしている」を「全て満たすものである」に改め、同号ウ（オ） b 中「の（a）及び（b）の別」を「に掲げる区分ごと」に改め、「いずれも」を削り、同号ウ（オ） b の表 3 階の部中「（a）」を「常用」に、「（b）」を「避難用」に改め、同表 4 階以上の部中「（a）」を「常用」に、「（b）」を「避難用」に、「屋外階段」を「屋外避難階段」に、「有するもの」を「有する場合を除き、同号に規定する構造を有するもの」に改め、同号ウ（オ） c（b）中「調理器具」を「調理用器具」に改め、同号オ（ア）中「調理器具、配膳器具」を「調理、配膳」に改め、同号カ中「及び安全管理」を「及び安全確保」に改め、同号カ（カ）中「、医療用品等」を「その他の医療品」に改め、同号カ（チ）中「帳簿」を「帳簿等」に改め、同号カ（チ）を同号カ（ニ）とし、同号カ（タ）を同号カ（ナ）とし、同号カ（ソ）中「書面」の次に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）」を加え、同号カ（ソ）を同号カ（ト）とし、同号カ（セ）を同号カ（テ）とし、同号カ（ス）の次に同号カ（セ）、同号カ（ソ）、同号カ（タ）、同号カ（チ）及び同号カ（ツ）として次のように加える。

（セ）事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練が実施されていること。

（ソ）賠償責任保険に加入する等、保育中の事故の発生に備えた措置が講じられていること。

（タ）事故発生時に速やかに当該事故の事実を都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 4 第 1 項の児童相談所設置市においてはそれぞれの長。以下この条におい

て「都道府県知事等」という。)に報告する体制がとられていること。

(チ) 事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していること。

(ツ) 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置が講じられていること。

第3条第2号中「人数」を「数」に改め、「(昭和22年法律第164号)」を削り、「業務を目的とする施設」を「業務又は同条第12項に規定する業務を目的とするもの」に、「満たす」の次に「ものである」を加え、同号ア(ア)中「おおむね」を削り、「こと。」を「こと。ただし、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第23条第3項に規定する家庭的保育補助者とともに保育する場合には、小学校就学前子ども5人につき1人以上であること。」に改め、同号ア(イ)中「有する者」を「有するもの」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「修了した者」を「修了したもの」に改め、同号イ(イ)中「面積は」を「面積は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第22条第2号に規定する基準を参酌して」に改め、同号ウ中「ア(ウ)」の次に「及び(エ)」を加え、「ウ(ア)及び(ウ)、エ(ア)から(シ)まで、オ(ア)から(ウ)まで並びにカ(ア)から(チ)までに定める事項」を「ウ(ア)から(ウ)まで、エからカまでに掲げる全ての事項」に、「満たすこと」を「満たしていること。この場合において、同号イ(オ)中「調理室」とあるのは「調理設備の部分」と、同号オ(ア)中「調理室」とあるのは「調理設備」と読み替えるものとする」に改め、同条第3号中「雇用している施設」を「雇用しているもの」に改め、「満たす」の次に「ものである」を加え、同号ア中「おおむね」及び「原則」を削り、「こと」を「こと。ただし、当該小学校就学前子どもがその兄弟姉妹とともに利用している等の場合であって、保護者が契約において同意しているときは、これによらないことができること」に改め、同号イ中「全ての者」の次に「(採用した日から1年を超えていない者を除く。)」を加え、

「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同号ウ中「、ウ（ウ）」を「及び（エ）」に、「（キ）から（チ）までに定める事項」を「（キ）から（ニ）までに掲げる全ての事項」に、「同号カ（セ）」を「同号エ（イ）中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、同号エ（ウ）中「カリキュラムが設定され、かつ、それが」とあるのは「保育が」と、同号エ（カ）中「施設長」とあるのは「施設の設置者又は管理者」と、同号カ（ア）中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、同号カ（キ）中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、同号カ（コ）中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、同号カ（テ）」に、「書面により掲示」を「書面等により提示等」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次にウとして次のように加える。

ウ 防災上の必要な措置を講じていること。

第3条第4号中「以外の施設」を「以外のもの」に改め、同号ア中「おおむね」及び「原則」を削り、「こと」を「こと。ただし、当該小学校就学前子どもがその兄弟姉妹とともに利用している等の場合であって、保護者が契約において同意しているときは、これによらないことができること」に改め、同号イ中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同号ウ中「、ウ（ウ）」を「及び（エ）」に、「（キ）及び（ク）並びに（コ）」を「（キ）、（ク）、（コ）」に、「（チ）までに定める事項」を「（ニ）までに掲げる全ての事項」に、「同号カ（エ）」を「同号エ（イ）中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、同号エ（ウ）中「カリキュラムが設定され、かつ、それが」とあるのは「保育が」と、同号カ（ア）中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、同号カ（エ）」に、「同号カ（セ）」を「同号カ（キ）中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、同号カ（コ）中「保育室での」とあるのは「保育

中の」と、同号カ（テ）」に、「に対し書面により提示」を「に対し書面等により提示等」、同号カ（ニ）中「職員及び保育」とあるのは「保育」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次にウとして次のように加える。

ウ 防災上の必要な措置を講じていること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県条例第13号

千葉県立中等教育学校設置条例

(設置)

第1条 本市は、市立中等教育学校を設置する。

(名称等)

第2条 市立中等教育学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千葉県立稲毛国際中等教育学校	千葉県美浜区高浜3丁目1番1号

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

千葉県条例第14号

中等教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例 (千葉県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正)

第1条 千葉県立高等学校授業料等徴収条例（昭和34年千葉県条例第23号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

千葉県立学校授業料等徴収条例

第1条中「千葉県立高等学校」の次に「及び千葉県立中等教育学校の後期課程」を加え、「市立高等学校」を「市立高等学校等」に、「及び入学料」を「、入学料及び進級料」に改める。

第2条を次のように改める。

(授業料等の額)

第2条 市立高等学校等の授業料、入学料及び進級料（以下この条において「授業料等」という。）の額は、次のとおりとする。

学校の別	授業料等の額	
市立高等学校	授業料	月額 9,900円
	入学料	5,650円
市立中等教育学校の 後期課程	授業料	月額 9,900円
	入学料	5,650円
	進級料	5,650円

第3条第4項中「高等学校」を「学校」に改める。

第4条の見出し中「入学料」の次に「又は進級料」を加え、同条中「高等学校」を「学校」に改め、「転入学」の次に「及び編入学」を加え、同条に次の1項を加える。

2 市立中等教育学校にあっては、前期課程から後期課程に進級する者は、進級の際進級料を納めなければならない。

第6条中「及び入学料」を「、入学料及び進級料」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(千葉県証明等手数料条例の一部改正)

第2条 千葉県証明等手数料条例(昭和22年千葉県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第32号中「中学校」を「中等教育学校」に改める。

(千葉県職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 千葉県職員の給与に関する条例(昭和26年千葉県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第20条の5第1項中「中学校」の次に「、中等教育学校の前期課程」を加え、同条第3項中「高等学校」の次に「、中等教育学校の後期課程」を加える。

第21条の2第13号及び別表第2備考第1項中「特別支援学校又は高等学校」を「高等学校、中等教育学校又は特別支援学校」に改める。

(日本スポーツ振興センター共済掛金徴収条例の一部改正)

第4条 日本スポーツ振興センター共済掛金徴収条例(昭和35年千葉県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表義務教育諸学校の項中「義務教育諸学校」を「義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中等部をいう。)」に改め、同表高等学校の項中「高等学校」を「高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)」に改め、同表特別支援学校(高等部)の項中「特別支援学校(高等部)」を「特別支援学校の高等部」に改める。

(千葉県育英資金支給条例の一部改正)

第5条 千葉県育英資金支給条例(昭和36年千葉県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条中「千葉県立高等学校」の次に「又は千葉県立中等教育学校の後期課程」を加える。

第4条中「千葉県立高等学校」の次に「又は千葉県立中等教育学校」を加える。

(千葉県職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第6条 千葉県職員の特殊勤務手当支給条例(昭和37年千葉県条例第

24号)の一部を次のように改正する。

第11条中「特別支援学校又は高等学校」を「高等学校、中等教育学校又は特別支援学校」に改める。

(千葉県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第7条 千葉県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和39年千葉県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第8条の4中「特別支援学校及び高等学校」を「高等学校、中等教育学校及び特別支援学校」に改める。

(千葉県学校給食センター設置管理条例の一部改正)

第8条 千葉県学校給食センター設置管理条例(昭和42年千葉県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条中「及び中学校」を「、中学校及び中等教育学校の前期課程」に改める。

(千葉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第9条 千葉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和42年千葉県条例第60号)の一部を次のように改正する。

第1条中「高等学校」の次に「、中等教育学校」を加える。

(子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正)

第10条 子どもの医療費の助成に関する条例(昭和45年千葉県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「中学校」の次に「又は中等教育学校の前期課程」を加える。

(千葉県教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正)

第11条 千葉県教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和46年千葉県条例第73号)の一部を次のように改正する。

第2条中「特別支援学校及び高等学校」を「高等学校、中等教育学校及び特別支援学校」に改める。

(千葉県学校心疾患対策委員会設置条例の一部改正)

第12条 千葉県学校心疾患対策委員会設置条例(平成22年千葉県条

例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「中学校」の次に「、中等教育学校の前期課程」を加える。

(千葉県学校腎疾患対策委員会設置条例の一部改正)

第13条 千葉県学校腎疾患対策委員会設置条例(平成22年千葉県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「中学校」の次に「、中等教育学校の前期課程」を加える。

(千葉県学校脊柱側弯症対策委員会設置条例の一部改正)

第14条 千葉県学校脊柱側弯症対策委員会設置条例(平成22年千葉県条例第54号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「中学校」の次に「、中等教育学校の前期課程」を加える。

(千葉県自転車を活用したまちづくり条例の一部改正)

第15条 千葉県自転車を活用したまちづくり条例(平成29年千葉県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「及び高等学校」を「、高等学校及び中等教育学校」に改める。

(千葉県学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正)

第16条 千葉県学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例(平成29年千葉県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条中「高等学校」の次に「及び中等教育学校の後期課程」を加える。

(千葉県会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部改正)

第17条 千葉県会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例(令和元年千葉県条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第2備考中「特別支援学校又は高等学校」を「高等学校、中等教育学校又は特別支援学校」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

千葉市条例第15号

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年千葉市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第2幕張新都心豊砂地区地区整備計画区域の部豊砂A街区（業務研究地区）の項及び同部豊砂B街区（業務研究地区）の項中「別表第2（り）項第2号」を「別表第2（ぬ）項第2号」に、「別表第2（り）項第4号」を「別表第2（ぬ）項第4号」に改め、同部豊砂C街区（タウンセンター地区）の項及び同部豊砂D街区（タウンセンター地区）の項を次のように改める。

豊砂C-1街区（タウンセンター地区）	<ul style="list-style-type: none">(1) 住宅(2) 兼用住宅(3) 共同住宅、寄宿舍又は下宿(4) 学校（専修学校及び各種学校を除く。）(5) 倉庫業を営む倉庫(6) 自動車教習所(7) 畜舎（ペットショップ、動物病院、ペットホテル、展示場、演芸場又は観覧場に附属するものを除く。）(8) 法別表第2（ぬ）項第2号又は第3号に規定する工場(9) 法別表第2（ぬ）項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの(10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第2号から第6号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの(11) 1階又は2階の部分を事務所の用に供するもの（劇場、店舗、スポーツ施設その他これらに類する施設に附属するものを除く。）
--------------------	--

豊砂C-2街区 (タウンセンター地区)	(1) 住宅 (2) 兼用住宅 (3) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (4) 学校(専修学校及び各種学校を除く。) (5) 倉庫業を営む倉庫 (6) 自動車教習所 (7) 畜舎(ペットショップ、動物病院、ペットホテル、展示場、演芸場又は観覧場に附属するものを除く。)
豊砂C-3街区 (タウンセンター地区)	(8) ホテル又は旅館 (9) 法別表第2(ぬ)項第2号又は第3号に規定する工場 (10) 法別表第2(ぬ)項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの
豊砂D街区 (タウンセンター地区)	(11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第2号から第6号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの (12) 1階又は2階の部分を事務所の用に供するもの(劇場、店舗、スポーツ施設その他これらに類する施設に附属するものを除く。)

別表第2幕張新都心豊砂地区地区整備計画区域の部豊砂E街区(業務研究地区)の項中「別表第2(り)項第2号」を「別表第2(ぬ)項第2号」に、「別表第2(り)項第4号」を「別表第2(ぬ)項第4号」に改める。

別表第4幕張新都心豊砂地区地区整備計画区域の部豊砂B街区(業務研究地区)の項を次のように改める。

豊砂B街区(業務研究地区)	5,000平方メートル
豊砂C-1街区(タウンセンター地区)	

別表第4幕張新都心豊砂地区地区整備計画区域の部豊砂C街区(タウ

ンセンター地区) の項 (い) 欄中「豊砂C街区 (タウンセンター地区)」
を「豊砂C-2街区 (タウンセンター地区)」に改める。

別表第5幕張新都心豊砂地区地区整備計画区域の部中

「

豊砂C街区 (タウンセンター地区)
豊砂D街区 (タウンセンター地区)

を

」

「

豊砂C-1街区 (タウンセンター地区)
豊砂C-2街区 (タウンセンター地区)
豊砂D街区 (タウンセンター地区)

に改める。

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県条例第16号

千葉県都市公園条例の一部を改正する条例

千葉県都市公園条例（昭和34年千葉県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第32条第4項中「第33条」を「次条」に改める。

別表第9第18項第2号の表に備考として次のように加える。

備考 市長が別に定める大規模な催し及び市長が別に定める日にあっては、普通自動車に係るこの表の金額は、1回につき400円とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第32条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

千葉県条例第17号

千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例等の一部を改正する条例

(千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第66号)の一部を次のように改正する。

目次中「第276条」の次に「・第277条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第29条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第31条第4項を次のように改める。

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第31条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第31条の2 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必

要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第33条に次の1項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第38条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の

提供を行うよう努めなければならない。

第39条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第39条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第46条中「第19条」を「第19条第1項」に改める。

第56条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第56条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために

必要な措置を講じなければならない。

- 4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第58条中「第31条」を「第31条の2」に、「第8条中」を「第8条第1項中」に、「第32条」を「第32条第2項」に改める。
第62条中「第31条」を「第31条の2」に、「、第37条（第5項及び第6項を除く。）、第38条」を削り、「第40条まで」の次に「（第37条第5項及び第6項を除く。）」を加え、「第8条中」を「第8条第1項中」に、「第19条中」を「第19条第1項中」に、「第32条」を「第32条第2項」に改める。

第76条第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第78条中「第8条中」を「第8条第1項中」に改める。

第84条第5号中「構成される会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第86条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第88条中「第8条中」を「第8条第1項中」に改める。

第94条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は

助言を行う。

- (5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。
- (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第94条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。
- (4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

第95条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第97条中「第8条中」を「第8条第1項中」に改める。

第106条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第107条第3項中「ならない。」の次に「その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の

資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第109条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第110条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第110条の2を第110条の3とし、第110条の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第110条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した

指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第112条中「第27条」の次に「、第31条の2」を加え、「から第38条まで」を「、第37条、第39条の2」に、「第8条中」を「第8条第1項中」に改め、「第106条」と、「」の次に「同項、第27条、第31条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第33条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削る。

第114条中「第26条、第27条」の次に「、第31条の2」を加え、「から第38条まで」を「、第37条、第39条の2」に、「第33条に」を「第33条第1項に」に、「及び第33条」を「、第31条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号」に、「並びに第107条第3項」を「、第107条第3項」に改め、「及び第4項」の次に「並びに第110条第2項第1号及び第3号」を加える。

第134条中「第27条」の次に「、第31条の2」を加え、「、第38条」を「、第39条の2」に、「第8条中」を「第8条第1項中」に改め、「第106条」と、「」の次に「同項、第27条、第31条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中」を加え、「第19条中」を「第19条第1項中」に改め、「、第33条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削り、「第110条の2第4項」を「第110条の3第4項」に改める。

第142条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第143条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない

い」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第145条中「第27条」の次に「、第31条の2」を加え、「第8条中」を「第8条第1項中」に改める。

第147条第1項中「1人以上」を「1以上」に改め、同条第5項中「並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤でなければならない。」を「のうち1人以上は、常勤でなければならない。また、同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第7項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第150条第1項第2号イ中「同条」を「同項」に改め、同条第4項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章

において「併設本体施設」という。)」を「併設本体施設」に改める。

第163条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第167条中「第26条」の次に「、第31条の2」を、「第40条まで」の次に「(第38条第2項を除く。)」を加え、「第33条中」を「第31条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中」に改め、「及び第4項」の次に「並びに第110条第2項第1号及び第3号」を加える。

第170条第1項第2号イ中「同条」を「同項」に改め、同条第6項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)中「また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者相互間の視線の遮断を確保すること。」を削る。

第177条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第178条第4項中「ならない。」の次に「その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第180条の3中「、第26条」の次に「、第31条の2」を、「第40条まで」の次に「(第38条第2項を除く。)」を、「この場合において」の次に「、第31条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と」を加え、「第33条中」を「第33条第1項中」に改め、「同じ。)」と、「」の次に「同項並びに第39条の2第1号及び第3号中」を加え、「「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」」を「「共生型短期入所生活介護従業者」」に改め、「及び第4項」の次に「並びに第110条第2項第1号及び第3号」を加える。

第182条第1項中「1人以上」を「1以上」に改める。

第187条中「、第26条」の次に「、第31条の2」を加え、「、第37条(第5項及び第6項を除く。)、第38条」を削り、「第40条まで」の次に「(第37条第5項及び第6項並びに第38条第2項を除く。)」を加え、「第19条中」を「第19条第1項中」に、「第33条中」を「第31条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中」に改め、「及び第4項」の次に「並びに第110条第2項第1号及び第3号」を加える。

第189条第1項第1号中「この条及び次条第3項において」を削る。

第190条第1項第1号中「第206条第1項及び第214条において」を「以下」に改める。

第200条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第203条中「第26条」の次に「、第31条の2」を、「第40条まで」の次に「(第38条第2項を除く。)」を加え、「第33条中」を「第31条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中」に改め、「「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と」の次に「、第143条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養

介護従業者」と」を加え、「第151条中」を「第151条第1項中」に改める。

第212条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第213条第4項中「ならない。」の次に「その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第225条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第231条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第232条第4項中「ならない。」の次に「その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第236条中「第26条」の次に「、第31条の2」を、「第36条」の次に、「、第37条、第39条」を加え、「第33条中」を「第31条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中」に改め、「「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と」の次に「、第110条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と」を加える。

第244条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第247条中「第26条」の次に「、第31条の2」を、「第36条」の次に「、第37条、第39条」を加え、「第33条中」を「第31条の2第2項並びに第39条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第33条第1項中」に改め、「「指定特定施設の従業者」と」の次に「、第110条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と」を加える。

第256条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第259条に次の1項を加える。

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上

開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第260条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第262条中「第26条」の次に「、第31条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「第8条中」を「第8条第1項中」に改め、「「第256条」と、」の次に「同項、第31条の2第2項並びに第39条の2第1号及び第3号中」を加え、「第19条中」を「第19条第1項中」に、「第107条第2項」を「第107条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」に改める。

第264条中「第26条」の次に「、第31条の2」を加え、「、第37条（第5項及び第6項を除く。）、第38条」を削り、「第40条まで」の次に「（第37条第5項及び第6項を除く。）」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「第8条中」を「第8条第1項中」に改め、「「第256条」と、」の次に「同項、第31条の2第2項並びに第39条の2第1号及び第3号中」を加え、「第19条中」を「第19条第1項中」に改め、「指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」との次に「、第107条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加え、「第107条第2項」を「同条第2項」に改める。

第275条中「第26条」の次に「、第31条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「第8条中」を「第8条第

1 項中」に改め、「第 2 5 6 条」と、「」の次に「同項、第 3 1 条の 2 第 2 項、第 3 2 条第 3 項第 1 号及び第 3 号並びに第 3 9 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を、「第 3 2 条第 1 項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と」の次に「、第 1 0 7 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項中「通所介護事業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加え、「第 1 0 7 条第 2 項」を「同条第 2 項」に改める。

第 2 7 6 条を第 2 7 7 条とし、第 1 4 章中同条の前に次の 1 条を加える。

(電磁的記録等)

第 2 7 6 条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第 1 1 条第 1 項（第 4 1 条の 3、第 4 6 条、第 5 8 条、第 6 2 条、第 7 8 条、第 8 8 条、第 9 7 条、第 1 1 2 条、第 1 1 4 条、第 1 3 4 条、第 1 4 5 条、第 1 6 7 条（第 1 8 0 条において準用する場合を含む。）、第 1 8 0 の 3、第 1 8 7 条、第 2 0 3 条（第 2 1 5 条において準用する場合を含む。）、第 2 3 6 条、第 2 4 7 条、第 2 6 2 条、第 2 6 4 条及び第 2 7 5 条において準用する場合を含む。）及び第 2 2 3 条第 1 項（第 2 4 7 条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付

等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（千葉県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 千葉県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年千葉県条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第33条」の次に「・第34条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

第6条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加え

る。

第15条第9号中「行う会議」の次に、「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条第18号の2の次に次の1号を加える。

(18)の3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条第4項を次のように改める。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実

施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第23条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

（1）当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

（2）当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（3）当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第24条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第29条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発

を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 第33条を第34条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（第32条において準用する場合を含む。）及び第15条第24号（第32条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

(千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(平成30年千葉県条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第10条中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条に次の1項を加える。

2 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、前項中「、第12条」とあるのは「令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における千葉県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第5条第1項に規定する管理者(以下この条において「管理者」という。))が、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。)については、第12条」と、「介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を千葉県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第5条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

(千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第65号)の一部を次のように改正する。

目次中「第203条・」を「第202条の2一」に改める。

第3条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第5項第1号中「いう。」の次に「第47条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「いう。」の次に「第47条第4項第2号において同じ。」を加え、同項第3号中「いう。」の次に「第47条第4項第3号において同じ。」を加え、同項第4号中「いう。」の次に「第47条第4項第4号において同じ。」を加え、同項第5号中「いう。」の次に「第47条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「いう。」の次に「第47条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「いう。」の次に「第47条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「いう。」の次に「第47条第4項第8号及び」を加える。

第31条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条第5項を次のように改める。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随

時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第34条に次の1項を加える。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第59条の17第1項及び第87条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用につい

て当該利用者等の同意を得なければならない。) 」を加える。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第47条第1項第1号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1) 指定短期入所生活介護事業所

- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」に、「との」を「又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪

問介護事業所等」という。)との密接な」に改め、「ときは、」の次に「市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、」を加え、「の訪問介護員等」を「等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第56条第5項を次のように改める。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第59条中「第33条」を「第32条の2」に、「、第40条及び第41条」を「及び第40条から第41条まで」に改め、「第33条第1項及び第34条」を「第32条の2第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改める。

第59条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の13第3項中「ならない。」の次に「その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条の15中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第59条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第59条の17第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第59条の20中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第59条の20の3中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「準用する第34条」を「準用する第34条第1項」に改め、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「及び第59条の13第3項」を「、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第59条の34中「ごとに」の次に「、」を加え、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

（9）虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の36第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第59条の38中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項中」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り、「及び第4項」の次に「並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第64条第1項中「又は施設」の次に「（第66条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第65条第2項中「第82条第7項」の次に「、第110条第9項」を加える。

第66条第1項ただし書中「する。」の次に「なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。」を加える。

第73条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第53条中「訪問介護員等」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」に改める。

第82条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第83条第3項中「第111条第2項」を「第111条第3項」に改める。

第87条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第100条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第101条に次の1項を加える。

- 3 第1項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市町村介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第108条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第4項」の次に「並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第110条第1項中「）をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に

指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第110条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第111条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることことができる。

第113条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、ただし書を削る。

第117条第7項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（3）介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第117条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第121条中「指定地域密着型サービス」の次に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第122条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第123条第3項中「ならない。」の次に「その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第128条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「第6章第4節」と」の次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第138条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等

を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第145条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第146条第4項中「ならない。」の次に「その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第149条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第7章第4節」との次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第151条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第151条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第151条第8項中「生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第157条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第158条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第163条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第168条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第169条第3項中「ならない。」の次に「その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第171条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第175条第1項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第177条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第180条第1号ア（イ）中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア（ウ）を次のように改める。

(ウ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3

平方メートル以上とすること。

第182条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第186条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第187条第4項中「ならない。」の次に「その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第189条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第202条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

者」と」を削り、「第4項」の次に「並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第10章中第203条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第202条の2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(千葉県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 千葉県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並

びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第67号）の一部を次のように改正する。

目次中「第266条」の次に「・第267条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第54条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8）虐待の防止のための措置に関する事項

第54条の2第3項中「ならない。」の次に「その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条第4項を次のように改める。

- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第54条の2の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第54条の2の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介

護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第54条の3に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第54条の4に次の1項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第54条の9の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護

事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第54条の10の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第54条の10の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
第62条中「第54条の4」を「第54条の4第1項」に改める。
第72条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
第72条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第72条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、

その研修の機会を確保しなければならない。

- 4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第74条中「第54条の2」を「第54条の2の2」に、「第54条の4」を「第54条の4第1項」に改める。

第76条第15号中「第95条第2項第4号」を「第95条第2項第7号」に改める。

第82条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第84条中「第54条の2」を「第54条の2の2」に、「及び第68条」を「、第68条及び第72条の2」に、「第54条の4」を「第54条の4第1項」に改め、「「設備及び備品等」と」の次に「、第72条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と」を加える。

第86条第1号中「構成される会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第91条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第93条中「第54条の2」を「第54条の2の2」に、「及び第68条」を「、第68条及び第72条の2」に、「第54条の4」を「第54条の4第1項」に改め、「「設備及び備品等」と」の次に「、第72条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と」を加える。

第95条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。
- (5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。
- (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第95条に次の1項を加える。

- 3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。
 - (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
 - (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。
 - (4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

第120条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第120条の2第3項中「ならない。」の次に「その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第120条の4中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第121条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及び

まん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第123条中「第51条の3」の次に「、第54条の2の2」を加え、「第54条の4中」を「第54条の4第1項中」に改める。

第129条第1項第1号から第5号までの規定中「1人以上」を「1以上」に改め、同条第5項中「並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない」を「のうち1人以上は、常勤でなければならない。また、同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第7項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第132条第1項第2号イ中「同条」を「同項」に改める。

第138条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

（9）虐待の防止のための措置に関する事項

第139条の2第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

（1）当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。

（2）当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予

防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第142条中「第53条」の次に「、第54条の2の2」を、「第54条の11まで」の次に「(第54条の9第2項を除く。)」を、「この場合において」の次に「、第54条の2の2第2項」を加え、「第54条の4中」を「第54条の4第1項並びに第54条の10の2第1号及び第3号中」に改め、「「第54条」とあるのは「第138条と、」を削り、「介護予防短期入所生活介護従業者」との次に「、第54条の4第1項中「第54条」とあるのは「第138条」と」を加える。

第153条第1項第2号イ中「同条」を「同項」に改め、同条第6項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)中「また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者相互間の視線の遮断を確保すること。」を削る。

第156条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第157条第4項中「ならない。」の次に「その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条第5項を次のように改める。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言

動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第164条の3中「第53条」の次に「、第54条の2の2」を、「第54条の11まで」の次に「（第54条の9第2項を除く。）」を、「この場合において」の次に「、第54条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。））」とを加え、「第54条の4中「第54条」とあるのは「第164条の3において準用する第138条と、」を「第54条の4第1項中「第54条」とあるのは「第138条」と、同項並びに第54条の10の2第1号及び第3号中」に改め、「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（第164条の3において準用する第120条の2第3項、第133条第1項及び第137条において「」及び「」という。）」を削り、「第120条の2第3項」の次に「及び第4項」を加え、「第133条第1項」の次に「、第137条並びに第139条の2第2項第1号及び第3号」を加え、「「第138条」とあるのは「第164条の3において準用する第138条」と、同項及び第137条中」を削り、「「次条」とあるのは「第164条の3」と、同項第3号中「第136条第2項」とあるのは「第164条の3において準用する第136条第2項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第164条の3」と、第144条第1項中「第128条」とあるのは「第164条の3において準用する第128条」と、「前条」とあるのは「第164条の3において準用する前条」と」を「「次条において準用する第50条の13第2項」とあるのは「第50条の13第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第51条の3」とあるのは「第51条の3」と、同項第5号中「次条において準用する第54条の8第2項」とあるのは「第54条の8第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第54条の10第2項」とあるのは「第54条の10第2項」と」に改める。

第166条第1項第1号から第4号までの規定中「1人以上」を「1以上」に改める。

第171条中「第53条、」の次に「第54条の2の2」を加え、「第54条の7まで、第54条の8（第5項及び第6項を除く。）、第54条の9から」を削り、「第54条の11まで」の次に「（第54条の8第5項及び第6項並びに第54条の9第2項を除く。）」を、「基準該当介護予防短期入所生活介護」との次に「、第54条の2の2第2項」を加え、「第54条の4中」を「第54条の4第1項並びに第54条の10の2第1号及び第3号中」に改め、「第54条」とあるのは「第171条において準用する第138条」と、」を削り、「介護予防短期入所生活介護従業者」との次に「、第54条の4第1項中「第54条」とあるのは「第171条において準用する第138条」と」を加える。

第178条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第181条中「第53条」の次に「、第54条の2の2」を、「第54条の11まで」の次に「（第54条の9第2項を除く。）」を、「この場合において」の次に「、第54条の2の2第2項、第54条の4第1項並びに第54条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と」を加え、「第54条の4中」を「第54条の4第1項中」に改め、「、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と」を削り、「第4項」の次に「並びに第121条第2項第1号及び第3号」を加える。

第193条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第194条第4項中「ならない。」の次に「その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を

受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第211条第3項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第212条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第213条第4項中「ならない。」の次に「その際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第217条中「第52条まで」の次に「、第54条の2の2」を、「第54条の11まで」の次に「(第54条の9第2項を除く。)」

を加え、「第52条及び第54条の4」を「第52条、第54条の2の2第2項、第54条の10の2第1号及び第3号並びに第54条の4第1項」に、「同条」を「同項」に改め、「第212条」との次に「、第139条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と」を加える。

第231条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第234条中「第53条まで」の次に「、第54条の2の2」を、「第54条の11まで」の次に「(第54条の9第2項を除く。)」を、「第52条」の次に「、第54条の2の2第2項並びに第54条の10の2第1号及び第3号」を加え、「第54条の4中」を「第54条の4第1項中」に改め、「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」との次に「、第139条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と」を加える。

第242条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第243条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第245条に次の1項を加える。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

第246条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第248条中「第53条」の次に「、第54条の2の2」を加え、「第120条の2第1項及び第2項」を「第120条の2第1項、第2項及び第4項」に、「第50条の2中」を「第50条の2第1項中」に改め、「第242条」と、「」の次に「同項、第54条の2の2第2項並びに第54条の10の2第1号及び第3号中」を、「サービス利用」と」の次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第253条中「第53条、」の次に「第54条の2の2」を加え、「第54条の7まで、第54条の8（第5項及び第6項を除く。）、第54条の9から」を削り、「第54条の11まで」の次に「（第54条の8第5項及び第6項を除く。）」を加え、「第120条の2第1項及び第2項」を「第120条の2第1項、第2項及び第4項」に改め、「「第242条」と、「」の次に「同項、第54条の2の2第2項並びに第54条の10の2第1号及び第3号中」を、「「サービス利用」と」の次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員と」を加える。

第262条中「第53条」の次に「、第54条の2の2」を加え、「第120条の2第1項及び第2項」を「第120条の2第1項、第2項及び第4項」に、「第50条の2中」を「第50条の2第1項中」に改め、「「第242条」と、「」の次に「同項、第54条の2の2第2項、第54条の3第3項第1号及び第3号並びに第54条の10の2第1号及び第3号中」を、「「サービス利用」と」の次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福

社用具専門相談員」と、「」を加える。

第266条を第267条とし、第14章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第266条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第50条の5第1項(第62条、第74条、第84条、第93条、第123条、第142条(第159条において準用する場合を含む。))、第164条の3、第171条、第181条(第196条において準用する場合を含む。))、第217条、第234条、第248条、第253条及び第262条において準用する場合を含む。)及び第209条第1項(第234条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(千葉県指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 千葉県指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年千葉県条例第13号)の一部を次のように改正する。

目次中「第35条」の次に「・第36条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第19条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第20条第4項を次のように改める。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第20条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第20条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第22条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第22条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第23条に次の1項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第28条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第28条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策

を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

（２）当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

（３）当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第３２条第９号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第３５条を第３６条とし、第６章中同条の前に次の１条を加える。

（電磁的記録等）

第３５条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第９条（第３４条において準用する場合を含む。）及び第３２条第２６号（第３４条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

２ 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相

手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法を用いる。）によることができる。

（千葉県指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第7条 千葉県指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第60号）の一部を次のように改正する。

目次中「第91条・」を「第90条の2一」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第8条第1項中「又は施設」の次に「（第10条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第9条第2項中「第44条第7項」の次に「及び第71条第9項」を加える。

第10条第1項中「とする。」の次に「なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。」を加える。

第27条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

（10）虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項中「ならない。」の次に「その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第32条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項及び第49条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第44条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、「、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を削り、同条第7項中「(以下」の次に「この章において」を加える。

第45条第3項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

第49条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条に次の1項を加える。

3 第1項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市町村介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規

に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第65条中「第28条」の次に「、第28条の2」を加え、「第36条まで及び第37条(第4項を除く。)から第39条まで」を「第39条まで(第37条第4項を除く。)」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第28条第3項及び第4項並びに第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第71条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第71条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防

認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第72条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第74条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、ただし書を削る。

第78条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第79条中「指定地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第80条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第3項中「ならない。」の次に「その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する

政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第86条中「第24条、第26条」の次に「、第28条の2」を加え、「、第37条(第4項を除く。)、第38条、第39条(第5項)」を「から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項)」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第87条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価

第5章中第91条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第90条の2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条

において準用する場合を含む。)及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(千葉県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 千葉県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第7条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第12条第4項中「第2項」の次に「、第7項」を加え、同条第6項中「以外の」の次に「養護老人ホーム、」を加え、同条第7項ただし書中「できる」を「でき、第1項第3号イの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1以上とする」に改め、同条第10項中「サテライト型養護老人ホーム」

の次に「又は指定特定施設入居者生活介護（千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第237条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（千葉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第225条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホーム」を加え、同条第12項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

（1）養護老人ホーム 生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（3）支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第21条第2項中「第29条」を「第30条」に改める。

第23条第3項中「ならない。」の次に「その際、当該養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 養護老人ホームは、適正なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第23条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第23条の2 養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第29条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第30条を第32条とし、第29条の次に次の2条を加える。

(虐待の防止)

第30条 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(電磁的記録等)

第31条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。(千葉県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第9条 千葉県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第64号)の一部を次のように改正する。

目次中「第54条」の次に「・第55条」を加える。

第2条に次の2項を加える。

- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第3条第1項ただし書及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書中「、指定介護老人福祉施設(ユニット型指定介護老人福祉施設(第42条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第51条第2項の規定に基づき配置される

看護職員に限る。)又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第65号。以下この項及び第10項において「千葉県指定地域密着型サービス条例」という。))第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(千葉県指定地域密着型サービス条例第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き」を削り、同条第10項中「千葉県指定地域密着型サービス条例」を「千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第65号。以下この項において「千葉県指定地域密着型サービス条例」という。))」に改める。

第14条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第15条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この号において「入所者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第20条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第20条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第20条の3 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持

を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第27条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項中「ならない。」の次に「その際、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同項第4号中「及び」を「又は」に改める。

第33条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
第39条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第39条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
第43条に次の2項を加える。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービス

を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第44条第1項第1号ア（イ）中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア（ウ）を次のように改める。

（ウ）一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、（ア）ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第46条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（3）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第50条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

（9）虐待の防止のための措置に関する事項

第51条第4項中「ならない。」の次に「その際、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第53条中「第26条まで」の次に「、第28条の2」を加える。

第54条を第55条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第54条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その

他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第8条第1項（第53条において準用する場合を含む。）及び第11条第1項（第53条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（千葉県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第10条 千葉県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第61号）の一部を次のように改める。

目次中「第54条」の次に「・第55条」を加える。

第2条に次の2項を加える。

- 4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第3条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書中「、介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設（第42条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き」を削り、同条第6項及び第7項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第11条第3項中「第27条第1号において」を「以下」に改め、同条第6項中「（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。第27条第3号において同じ。）」を削る。

第15条第4項中「次項、第41条第2項第4号及び第46条において」を「以下」に改め、同条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（3）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第16条第2項中「この条及び第27条において」を削り、同条第4項中「この条において」を削り、同条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加え、「第11項において」を「以下」に改め、同条第10項中「この項において」を削る。

第19条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第19条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第19条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図

り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第28条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項中「ならない。」の次に「その際、当該介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第34条に次の1項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条第5項中「この条において」を削る。

第39条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第39条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第42条中「第44条第2項第1号及び第48条第4項において」を「以下」に改める。

第43条に次の2項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防

止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第46条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第50条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第51条第4項中「ならない。」の次に「その際、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条第5項を次のように改める。

- 5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第53条中「第19条」を「第19条の3」に、「第27条まで」の次に「、第29条の2」を加える。

第54条を第55条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第54条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の

知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条第1項(第53条において準用する場合を含む。))及び第12条第1項(第53条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(千葉県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第11条 千葉県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第63号)の一部を次のように改正する。

目次中「第31条」を「第31条の2」に改め、「第53条」の次に「・第54条」を加える。

第2条に次の1項を加える。

- 5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第6条ただし書中「特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム(第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。))を除く。以下この条において同じ。))にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員(第40

条第2項（第52条において準用する場合を含む。）の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。））、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第49条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。））を併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム（第11条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。））にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員を除き、」を削る。

第7条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8）虐待の防止のための措置に関する事項

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第15条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（3）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第23条第2項中「第31条」を「第31条の2」に改める。

第24条第3項中「ならない。」の次に「その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第24条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第24条の2 特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第26条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第31条第1項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第2章中第31条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第31条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるも

のとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
第33条に次の1項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第34条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第35条第4項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(エ)を次のように改める。

(エ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第36条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第40条第4項中「ならない。」の次に「その際、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保

する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第42条中「第23条まで」の次に「、第24条の2」を加え、「第31条まで」を「第31条の2まで」に改め、「次条から第31条」を「次条から第31条の2まで」に改める。

第45条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

第45条第9項第1号「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第47条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この号において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第48条中「及び第31条」を「、第31条及び第31条の2」に、「次条から第31条」を「次条から第31条の2」に改める。

第50条第4項第1号ア（イ）ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア（エ）を次のように改める。

（エ）一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、（ア）ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第52条中「第23条まで」の次に「、第24条の2」を、「第29条まで、第31条」の次に「、第31条の2」を加え、「第31条まで」を「第31条の2まで」に改める。

第53条を第54条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第53条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(千葉県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第12条 千葉県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第58号)の一部を次のように改正する。

目次中「第33条」を「第33条の2」に改め、「第34条」の次に「・35条」を加える。

第2条に次の1項を加える。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第7条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域

住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第5項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第22条第2項中「第33条」を「第33条の2」に改める。

第24条第3項中「ならない。」の次に「その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第24条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第24条の2 軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第26条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中

「予防及び」を「予防並びに」に改め、「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第28条に次の1項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第33条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第3章中第33条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第33条の2 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第34条を第35条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第34条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)につい

ては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第2条中「第33条」を「第33条の2」に改める。

附則第3条に次の1項を加える。

- 4 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

附則第10条中「第33条」を「第33条の2」に改める。

（千葉県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

- 第13条 千葉県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第62号）の一部を次のように改正する。

目次中「第55条」の次に「・第56条」を加える。

第2条に次の2項を加える。

- 4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書中「、介護医療院（ユニット型介護医療院（第

43条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き」を削る。

第6条第1項第1号中「以下この号及び次項において同じ」を「以下同じ」に改め、同号イ(ア)中「第32条」を「第32条第1項」に改め、同号イ(イ)中「第32条」を「第32条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第17条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第20条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第20条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第20条の3 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中「第35条」を「第35条第1項」に改め、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項中「ならない。」の次に「その際、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第30条の2 介護医療院は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第35条に次の1項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医

療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
第44条に次の2項を加える。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第45条第4項第1号イ（ア）中「第32条」を「第32条第1項」に改め、同号イ（イ）中「第32条」を「第32条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第47条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を

活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第51条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項中「ならない。」の次に「その際、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第20条」を「第20条の3」に改め、「第28条まで」の次に「、第30条の2」を加える。

第55条を第56条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第55条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項（第54条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（第54条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記

録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則に次の1条を加える。

- 第9条 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第5条第2項第3号イ及び第45条第2項第2号イの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条中千葉県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第15条第18号の2の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から、第3条中千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例附則第10条の改正規定(「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新居宅サービス等条例」という。)第3条第3項及び第39条の2(新居宅サービス等条例第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第114条、第134条、第145条、第

167条（新居宅サービス等条例第180条において準用する場合を含む。）、第180条の3、第187条、第203条（新居宅サービス等条例第215条において準用する場合を含む。）、第236条、第247条、第262条、第264条及び第275条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の千葉県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等条例」という。）第3条第5項及び第29条の2（新指定居宅介護支援等条例第32条において準用する場合を含む。）、第4条の規定による改正後の千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス条例」という。）第3条第3項及び第40条の2（新地域密着型サービス条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、第5条の規定による改正後の千葉県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新介護予防サービス等条例」という。）第3条第3項及び第54条の10の2（新介護予防サービス等条例第62条、第74条、第84条、第93条、第123条、第142条（新介護予防サービス等条例第159条において準用する場合を含む。）、第164条の3、第171条、第181条（新介護予防サービス等条例第196条において準用する場合を含む。）、第217条、第234条、第248条、第253条及び第262条において準用する場合を含む。）、第6条の規定による改正後の千葉県指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新指定介護予防支援等条例」という。）第3条第5項及び第28条の2（新指定介護予防支援等条例第34条において準用する場合を含む。）、第7条の規定による改正後の千葉県指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため

の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス条例」という。）第3条第3項及び第37条の2（新地域密着型介護予防サービス条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）、第8条の規定による改正後の千葉県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム条例」という。）第2条第4項及び第30条、第9条の規定による改正後の千葉県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設条例」という。）第2条第4項、第39条の2（新指定介護老人福祉施設条例第53条において準用する場合を含む。）及び第43条第3項、第10条の規定による改正後の千葉県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設条例」という。）第2条第4項、第39条の2（新介護老人保健施設条例第53条において準用する場合を含む。）及び第43条第3項、第11条の規定による改正後の千葉県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム条例」という。）第2条第5項（新特別養護老人ホーム条例第48条において準用する場合を含む。）、第31条の2（新特別養護老人ホーム条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。）及び第33条第3項（新特別養護老人ホーム条例第52条において準用する場合を含む。）、第12条の規定による改正後の千葉県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム条例」という。）第2条第4項、第33条の2（新軽費老人ホーム条例附則第10条において準用する場合を含む。）及び附則第3条第4項並びに第13条の規定による改正後の千葉県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院条例」という。）第2条第4項、第40条の2（新介護医療院条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新居宅サービス等条例第29条（新居宅サービス等条例第41条の3及び第46条において準用す

る場合を含む。）、第56条（新居宅サービス等条例第62条において準用する場合を含む。）、第76条、第86条、第95条、第106条（新居宅サービス等条例第114条及び第134条において準用する場合を含む。）、第142条、第163条（新居宅サービス等条例第180条の3及び第187条において準用する場合を含む。）、第177条、第200条、第212条、第231条、第244条及び第256条（新居宅サービス等条例第264条及び第275条において準用する場合を含む。）、新指定居宅介護支援等条例第20条（新指定居宅介護支援等条例第32条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス条例第31条、第55条、第59条の12（新地域密着型サービス条例第59条の20の3において準用する場合を含む。）、第59条の34、第73条、第100条（新地域密着型サービス条例第202条において準用する場合を含む。）、第122条、第145条、第168条及び第186条、新介護予防サービス等条例第54条（新介護予防サービス等条例第62条において準用する場合を含む。）、第72条、第82条、第91条、第120条、第138条（新介護予防サービス等条例第164条の3及び第171条において準用する場合を含む。）、第156条、第178条、第193条、第212条、第231条及び第242条（新介護予防サービス等条例第253条及び第262条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等条例第19条（新指定介護予防支援等条例第34条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス条例第27条、第57条及び第80条、新養護老人ホーム条例第7条、新指定介護老人福祉施設条例第27条及び第50条、新介護老人保健施設条例第28条及び第50条、新特別養護老人ホーム条例第7条（新特別養護老人ホーム条例第48条において準用する場合を含む。）及び第34条（新特別養護老人ホーム条例第52条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム条例第7条（新軽費老人ホーム条例附則第10条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院条例第29条及び第51条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のた

めの措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新居宅サービス等条例第31条の2（新居宅サービス等条例第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第114条、第134条、第145条、第167条（新居宅サービス等条例第180条において準用する場合を含む。）、第180条の3、第187条、第203条（新居宅サービス等条例第215条において準用する場合を含む。）、第236条、第247条、第262条、第264条及び第275条において準用する場合を含む。）、新指定居宅介護支援等条例第21条の2（新指定居宅介護支援等条例第32条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス条例第32条の2（新地域密着型サービス条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等条例第54条の2の2（新介護予防サービス等条例第62条、第74条、第84条、第93条、第123条、第142条（新介護予防サービス等条例第159条において準用する場合を含む。）、第164条の3、第171条、第181条（新介護予防サービス等条例第196条において準用する場合を含む。）、第217条、第234条、第248条、第253条及び第262条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等条例第20条の2（新指定介護予防支援等条例第34条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス条例第28条の2（新地域密着型介護予防サービス条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム条例第23条の2、新指定介護老人福祉施設条例第28条の2（新指定介護老人福祉施設条例第53条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設条例第29条の2（新介護老人保健施設条例第53条に

において準用する場合を含む。）、新特別養護老人ホーム条例第24条の2（新特別養護老人ホーム条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム条例第24条の2（新軽費老人ホーム条例附則第10条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院条例第30条の2（新介護医療院条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第4条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新居宅サービス等条例第32条第3項（新居宅サービス等条例第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条及び第275条において準用する場合を含む。）、第110条第2項（新居宅サービス等条例第114条、第134条、第167条（新居宅サービス等条例第180条において準用する場合を含む。）、第180条の3、第187条、第236条及び第247条において準用する場合を含む。）、第143条第2項（新居宅サービス等条例第203条（新居宅サービス等条例第215条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第259条第6項（新居宅サービス等条例第264条において準用する場合を含む。）、新指定居宅介護支援等条例第23条の2（新指定居宅介護支援等条例第32条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス条例第33条第3項（新地域密着型サービス条例第59条において準用する場合を含む。）及び第59条の16第2項（新地域密着型サービス条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条及び第202条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等条例第54条の3第3項（新介護予防サービス等条例第62条、第74条、第84条、第93条及び第262条において準用する場合を含む。）、第121条第2項（新介

護予防サービス等条例第181条（新介護予防サービス等条例第196条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第139条の2第2項（新介護予防サービス等条例第159条、第164条の3、第171条、第217条及び第234条において準用する場合を含む。）及び第245条第6項（新介護予防サービス等条例第253条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等条例第22条の2（新指定介護予防支援等条例第34条において準用する場合を含む。）並びに新地域密着型介護予防サービス条例第31条第2項（新地域密着型介護予防サービス条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

第5条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新居宅サービス等条例第56条の2第3項（新居宅サービス等条例第62条において準用する場合を含む。）、第107条第3項（新居宅サービス等条例第114条、第134条、第145条、第167条、第180条の3、第187条及び第203条において準用する場合を含む。）、第178条第4項、第213条第4項及び第232条第4項（新居宅サービス等条例第247条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス条例第59条の13第3項（新地域密着型サービス条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条及び第202条において準用する場合を含む。）、第123条第3項、第146条第4項、第169条第3項及び第187条第4項、新介護予防サービス等条例第54条の2第3項（新介護予防サービス等条例第62条において準用する場合を含む。）、第120条の2第3項（新介護予防サービス等条例第142条、第164条の3、第171条及び第181条において準用する場合を含む。）、第157条第4項、第194条第4項及び第213条第4項（新介護予防サービス等条例第234条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス条例第28条第3項（新地域密着型介護予防サー

ビス条例第65条において準用する場合を含む。)及び第81条第3項、新養護老人ホーム条例第23条第3項、新指定介護老人福祉施設条例第28条第3項及び第51条第4項、新介護老人保健施設条例第29条第3項及び第51条第4項、新特別養護老人ホーム条例第24条第3項(新特別養護老人ホーム条例第48条において準用する場合を含む。)及び第40条第4項(新特別養護老人ホーム条例第52条において準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム条例第24条第3項(新軽費老人ホーム条例附則第10条において準用する場合を含む。)並びに新介護医療院条例第30条第3項及び第52条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

第6条 この条例の施行の日以降、当分の間、新指定介護老人福祉施設条例第44条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入所定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設条例第3条第1項第3号ア及び第51条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

2 前項の規定は、新居宅サービス等条例第170条第6項第1号ア(イ)、新地域密着型サービス条例第180条第1項第1号ア(イ)、新介護予防サービス等条例第153条第6項第1号ア(イ)並びに新特別養護老人ホーム条例第35条第4項第1号ア(イ)及び第50条第4項第1号ア(イ)の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

新居宅サービス等条例第170条第6項	入所定員	利用定員
第1号ア(イ)	新指定介護老人福祉施設条例第3条第1	新居宅サービス等条例第147条第1項

	項第3号ア	第3号
	第51条第2項	第178条第2項
新地域密着型サービス条例第180条第1項第1号ア(イ)	入所定員	入居定員
	新指定介護老人福祉施設条例第3条第1項第3号ア	新地域密着型サービス条例第151条第1項第3号ア
	第51条第2項	第187条第2項
新介護予防サービス等条例第153条第6項第1号ア(イ)	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設条例第3条第1項第3号ア	新介護予防サービス等条例第129条第1項第3号
	第51条第2項	第157条第2項
新特別養護老人ホーム条例第35条第4項第1号ア(イ)及び第50条第4項第1号ア(イ)	入所定員	入居定員
	新指定介護老人福祉施設条例第3条第1項第3号ア	新特別養護老人ホーム条例第11条第1項第4号ア
	第51条第2項	第40条第2項(第52条において準用する場合を含む。)

第7条 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この条において「居室等」という。）であって、第1条の規定による改正前の千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第170条第6項第1号ア(ウ)（後段に係る部分に限る。）、第4条の規定による改正前の千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第180条第1項第1号ア(ウ) b、第5条の規定による改正前の千葉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

第153条第6項第1号ア（ウ）（後段に係る部分に限る。）、第9条の規定による改正前の千葉市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第44条第1項第1号ア（ウ）b並びに第11条の規定による改正前の千葉市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第35条第4項第1号ア（エ）b及び第50条第4項第1号ア（エ）bの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

（栄養管理に係る経過措置）

第8条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス条例第163条の2（新地域密着型サービス条例第189条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設条例第20条の2（新指定介護老人福祉施設条例第53条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設条例第19条の2（新介護老人保健施設条例第53条において準用する場合を含む。）、新介護医療院条例第20条の2（新介護医療院条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

第9条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス条例第163条の3（新地域密着型サービス条例第189条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設条例第20条の3（新指定介護老人福祉施設条例第53条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設条例第19条の3（新介護老人保健施設条例第53条において準用する場合を含む。）、新介護医療院条例第20条の3（新介護医療院条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

第10条 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新地域密着型サービス条例第175条第1項（新地域密着型サービス条例第189条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム

条例第29条第1項、新指定介護老人福祉施設条例第39条第1項（新指定介護老人福祉施設条例第53条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設条例第39条第1項（新介護老人保健施設条例第53条において準用する場合を含む。）、新特別養護老人ホーム条例第31条第1項（新特別養護老人ホーム条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム条例第33条第1項（新軽費老人ホーム条例附則第10条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院条例第40条第1項（新介護医療院条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに定める措置を講ずるとともに、次の第4号に定める措置を講ずるよう努めなければ」とする。

（介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

第11条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス条例第171条第2項第3号（新地域密着型サービス条例第189条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム条例第24条第2項第3号、新指定介護老人福祉施設条例第31条第2項第3号（新指定介護老人福祉施設条例第53条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設条例第32条第2項第3号（新介護老人保健施設条例第53条において準用する場合を含む。）、新特別養護老人ホーム条例第26条第2項第3号（新特別養護老人ホーム条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム条例第26条第2項第3号（新軽費老人ホーム条例附則第10条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院条例第33条第2項第3号（新介護医療院条例第54条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設、養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の

ための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

千葉県条例第18号

千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第68号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第31条中「第35条」を「第35条第1項」に改める。

第33条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第33条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第33条の2 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第34条に次の1項を加える。

- 3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症

が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

第35条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第35条の次に次の1条を加える。

（身体拘束等の禁止）

第35条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る

こと。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第43条中「第35条」を「第35条第1項」に改める。

第48条中「第32条」の次に「、第35条の2」を加え、「第35条」を「第35条第1項」に改める。

第59条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

第68条中「第73条」を「第73条第1項」に改める。

第69条に次の1項を加える。

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第71条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第72条第2項中「指定療養介護事業者は、」の次に「当該」を加

え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第73条に次の1項を加える。

- 2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第74条を次のように改める。

第74条 削除

第76条第2項第4号中「第74条第2項」を「次条において準用する第35条の2第2項」に改める。

第77条中「まで、第20条」の次に「、第33条の2」を加え、「第36条、第37条第1項」を「第35条の2から第37条（第2項を除く。）まで」に、「第40条」を「第40条の2」に改める。

第86条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第193条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第90条中「第93条」を「第93条第1項」に改める。

第91条第2項中「指定生活介護事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第93条に次の1項を加える。

- 2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第94条中「第28条」の次に「、第33条の2」を加え、「第36条」を「第35条の2」に、「及び第74条から第76条まで」を「、第75条及び第76条」に改め、「、同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第94条において準用する第74条第2項」とを削り、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改める。

第94条の5中「第28条」の次に「、第33条の2」を加え、「第36条」を「第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に改め、「、同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第94条の5において準用する第74条第2項」とを削り、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条」を「第93条第1項」に改める。

第109条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「第

36条」を「第35条の2」に改め、「第74条」を削り、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第109条の4中「第29条」の次に「第33条の2」を加え、「第36条」を「第35条の2」に改め、「第74条」を削り、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第122条中「第34条」を「第33条（第1項及び第2項を除く。）」に改める。

第148条中「第28条」の次に「第33条の2」を加え、「第36条」を「第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に改め、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第148条において準用する第74条第2項」と」を削り、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条」を「第93条第1項」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第148条の4中「第28条」の次に「第33条の2」を加え、「第36条」を「第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に改め、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第148条の4において準用する第74条第2項」と」を削り、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条」を「第93条第1項」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第157条第2項第4号中「第74条第2項」を「第35条の2第2項」に改める。

第158条中「第28条」の次に「第33条の2」を加え、「第36条」を「第35条の2」に改め、「第74条」を削り、「第93条」を「第93条第1項」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第158条の4中「第28条」の次に「第33条の2」を加え、「第36条」を「第35条の2」に改め、「第74条」を削り、「第93条」を「第93条第1項」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第162条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第163条第2項中「第4項まで及び第6項」を「第5項まで」に改める。

第169条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第193条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第171条中「第28条」の次に「、第33条の2」を加え、「第36条」を「第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に改め、「、同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第171条において準用する第74条第2項」と」を削り、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条」を「第93条第1項」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第182条に次の1項を加える。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第193条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第183条の2の次に次の1条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第183条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第184条中「第28条」の次に「、第33条の2」を加え、「第36条」を「第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に改め、「、同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第184条において準用する第74条第2項」と」を削り、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第189条中「第28条」の次に「、第33条の2」を加え、「第36条」を「第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「、及び」を「及び」に改め、「、同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第189条において準用する第74条第2項」と」を削り、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条」を「第93条第1項」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第193条中「第28条」の次に「、第33条の2」を加え、「第36条」を「第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に改め、「、同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第193条において準用する第74条第2項」と」を削り、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に、「前3項」とあるのは「前2項」を「前2項」とあるのは「前項」に改める。

第193条の8の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第2項中「対面」の次に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第193条の12及び第193条の20中「第33条から」の次に「第35条まで、第36条から」を加える。

第195条第3項中「指定共同生活援助の」を「指定共同生活援助事業所の」に改める。

第199条に次の1項を加える。

- 6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたも

のにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第200条中「第28条」の次に「、第33条の2」を加え、「第36条」を「第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に改め、「、同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第200条において準用する第74条第2項」と」を削り、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第200条の4第4項及び第5項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第200条の11中「第28条」の次に「、第33条の2」を加え、「第36条」を「第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に改め、「、同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第200条の11において準用する第74条第2項」と」を削り、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第200条の14第3項中「外部サービス利用型指定共同生活援助の」を「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第200条の21に次の1項を加える。

- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第200条の22中「第28条」の次に「、第33条の2」を加え、「第36条」を「第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に改め、「、同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第200条の22において準用する第74条第2項」と」を削り、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号ま

での規定」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第201条第1項中「及び第5項」を削り、同条第2項中「第6項」を「第5項」に改める。

(千葉県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 千葉県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第70号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第4条第1項第4号エを削り、同号オを同号エとする。

第6条第1項中「及びエ」を削り、同条第2項中「オ並びに」を「エ並びに」に改める。

第14条第1項中「平成24年条例第68号。」を「平成24年千葉県条例第68号。第35条第3項において「指定障害福祉サービス等条例」という。」に改める。

第26条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする」に改める。

第35条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援(指定障害福祉サービス等条例第193条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(指定障害福祉サービス等条例第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。
- 4 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に

定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第45条中「第51条」を「第51条第1項」に改める。

第46条に次の1項を加える。

- 4 指定障害者支援施設等は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第46条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第46条の2 指定障害者支援施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定障害者支援施設等は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第48条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第49条第2項中「は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催す

るとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第51条に次の1項を加える。

2 指定障害者支援施設等は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第52条に次の1項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第58条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第58条の2 指定障害者支援施設等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定障害者支援施設等における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
(千葉県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正)

第3条 千葉県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例(平成24年千葉県条例第69号)の一部を次のように改正
する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努め
なければ」を「講じなければ」に改める。

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域
住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報
通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うこと
ができるものとする」に改める。

第25条に次の1項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、
職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言
動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就
業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措
置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時におい
て、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するための、及
び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継
続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置
を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知する
とともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要

に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条第2項中「療養介護事業所」を「当該療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第28条に次の1項を加える。

3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第2章中第32条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第32条の2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
第44条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第68号）第193条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

第48条第2項中「生活介護事業所」を「当該生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第50条、第55条及び第60条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第63条第6項を削り、同条第7項を同条第6項とする。

第64条第2項中「第5項まで及び第7項」を「第6項まで」に改める。

第67条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第69条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第71条の2の次に次の1条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

- 第71条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第82条に次の1項を加える。

- 2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第84条及び第87条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第89条第1項中「第63条第5項及び第6項」を「第63条第5項」に改め、同条第2項中「第7項」を「第6項」に改める。

(千葉市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 第4条 千葉市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉市条例第72号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第4条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第6条第2項第2号中「第17条第2項」を「第19条第2項」に、同項第3号中「第18条第2項」を「第20条第2項」に改める。

第18条を第20条とし、第17条を第19条とし、第16条を第18条とする。

第15条第2項中「地域活動支援センターは、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第21条第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第15条を第17条とし、第14条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第16条 地域活動支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければな

らない。

- 3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第13条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第14条 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

- 4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第20条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第21条 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(千葉県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 千葉県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第73号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第7条第2項第2号中「第15条第2項」を「第16条第2項」に改め、同項第3号中「第16条第2項」を「第17条第2項」に改める。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条第2項中「は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加え、同条を第14条とする。

(1) 当該福祉ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(第17条の2第1号において「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該福祉ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第12条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、

利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 1 1 条の次に次の 1 条を加える。

（勤務体制の確保等）

第 1 2 条 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

本則に次の 1 条を加える。

（虐待の防止）

第 1 7 条の 2 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- （2）当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研

修を定期的に実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(千葉県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 千葉県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第71号)の一部を次のように改正する。

目次中「第45条」を「第45条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第7条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第11条第1項第5号エを削り、同号オを同号エとする。

第12条第1項中「及びエ」を削り、同条第2項中「第5号ア(ウ)、イ(イ)及びオ」を「第5号ア(ウ)、イ(イ)及びエ」に改める。

第19条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする」に改める。

第28条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援(千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第68号)第193条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用

者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。第37条に次の1項を加える。

- 4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第37条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第37条の2 障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第39条第2項中「障害者支援施設に」を「当該障害者支援施設に」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びま

ん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第41条第1項中「次項において」を「以下」に改め、同条に次の1項を加える。

3 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第45条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第45条の2 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第74号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条第1項第1号中「、保育士又は学校教育法（昭和22年法律

第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)」及び「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改める。

第5条第2項中「指定児童発達支援事業所において」の次に「、」を加え、「、機能訓練担当職員(」を「機能訓練担当職員(」に改め、「同じ。)を」の次に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち^{かくたん}喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等をいう。次条及び第72条第2項第2号において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として^{かくたん}喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等業務をいう。次条及び第72条第2項第2号において同じ。)を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附

則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第72条第2項第3号において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第72条第2項第3号において同じ。)を行う場合

第5条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項第2号中「(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員(以下この条、次条及び第72条第2項第3号において、「機能訓練担当職員等」という。)を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第6条第2項中「指定児童発達支援事業所において」の次に「、」を加え、「場合には、」を「場合には」に改め、「機能訓練担当職員を」の次に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業

所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第6条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「第2項」の次に「及び第3項」を加え、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第6条第3項中「前項」を「前2項」に改め、「次の各号に掲げる従業者」の次に「（第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数

第6条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

第27条第5項中「会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報

通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第37条中「第43条」を「第43条第1項」に改める。

第38条に次の1項を加える。

- 4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第38条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第38条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第40条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第41条第2項中「は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第43条に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第44条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第45条に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第51条第2項中「学校教育法」の次に「（昭和22年法律第26号）」を加える。

第55条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第70条中「第43条中」を「第43条第1項中」に改める。

第72条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所において」の次に「、」を加え、「場合には、」を「場合には」に改め、「機能訓練担当職員を」の次に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
- (3) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第72条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「、

保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第78条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第80条の3第2項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）若しくは大学院において」に改め、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第80条の9中「第38条」の次に「、第38条の2」を加える。

第88条中「第38条」の次に「、第38条の2」を加え、「第43条中」を「第43条第1項中」に改める。

第89条第1項中「第5条第1項、第2項及び第4項、第6条」を「第5条第1項から第3項まで及び第5項、第6条（第3項及び第6項を除く。）」に、「第72条第1項、第2項及び第4項」を「第72条第1項から第3項まで及び第5項」に、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項を「同条第3項及び第5項」に、「第3項中「指定児童発達支援事業所」を「第4項中「指定児童発達支援事業所」に、「同条第4項中「指定児童発達支援事業所」を「同条第5項中「指定児童発達支援事業所」に、「同条第5項」を「同条第7項」に、「同条第6項」を「同条第8項」に改め、「とあり、並びに」の次に「同項第3号並びに」を加え、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項を「同条第3項及び第5項」に改め、同条第2項中「第5条第5項」を「第5条第6項」に、「第72条第5項」を「第72条第6項」に改める。

(千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第86号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「児童福祉施設」の次に「(障害児入所施設及び児童発達支援センター(次条、第12条の2及び第13条第3項において「障害児入所施設等」という。))を除く。第13条第2項において同じ。)」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

(非常災害対策)

第6条の2 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあつては毎月1回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行わなければならない。

3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第13条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第27条第4項中「おいて同じ。）」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第36条第3項及び第56条第4項中「大学」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第66条第3項中「4. 3」を「4」に改め、同条第11項中「乳幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5人」を「児童おおむね4人」に改め、同条第15項中「大学」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第80条第1項中「、機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員」に改め、「)を」の次に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」を加え、「児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員」を「次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員」に改め、同項に次の各

号を加える。

- (1) 児童40人以下を通わせる施設 栄養士
- (2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員
- (3) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員
- (4) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として^{かくたん}喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員
- (5) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

第80条第2項中「及び機能訓練担当職員」を「、機能訓練担当職員及び看護職員」に、「する。」を「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。」に改め、同条第6項中「及び機能訓練担当職員」を「、機能訓練担当職員及び看護職員」に改め、同条第7項中「第1項に規定する職員及び看護職員」を「嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員」に改める。

第90条第3項及び第98条第4項中「、大学」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加える。

(千葉県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第9条 千葉県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第75号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第4条第1項第3号ア(ア)中「4.3」を「4」に改め、同ア(イ)中「障害児である乳児又は幼児(次条第3項第3号及び第52条第1項第2号において「乳幼児」という。)の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数」を「障害児の数を4で除して得た数」に、「当該合計数」を「当該数」に改める。

第4条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第5条第3項第3号中「乳幼児」を「乳児又は幼児(第52条第1項第2号において「乳幼児」という。)」に改める。

第21条第5項中「会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第34条第1項中「第40条」を「第40条第1項」に改める。

第35条に次の1項を加える。

4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの

により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第35条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第35条の2 指定福祉型障害児入所施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第37条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第38条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的 to 開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的 to 実施すること。

第40条に次の1項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第41条第1項中「次項において」を「以下この条において」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第42条に次の1項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第57条中「第40条中」を「第40条第1項中」に改める。

（千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第10条 千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成30年千葉県条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

(千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例)

第11条 千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(平成30年千葉県条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定障害福祉サービス条例」という。)第3条第3項及び第40条の2(新指定障害福祉サービス条例第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第77条、第94条、第94条の5、第109条、第109条の4、第122条、第148条、第148条の4、第158条、第158条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第193条の12、第193条の20、第200条、第200条の11並びに第200条の22において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の千葉県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定障害者支援施設条例」という。)第3条第3項及び第58条の2、第3条の規定による改正後の千葉県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新障害福祉サービス条例」という。)第3条第3項及び第32条の2(新障害福祉サービス条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。)、第4条の規定による改正後の千葉県地域活動支

援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域活動支援センター条例」という。）第2条第4項及び第21条、第5条の規定による改正後の千葉県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新福祉ホーム条例」という。）第2条第4項及び第17条の2、第6条の規定による改正後の千葉県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害者支援施設等条例」という。）第3条第3項及び第45条の2、第7条の規定による改正後の千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定通所支援条例」という。）第3条第4項及び第45条第2項（新指定通所支援条例第54条の5、第58条、第70条、第77条、第77条の2、第80条、第80条の9及び第88条において準用する場合を含む。）並びに第9条の規定による改正後の千葉県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定入所施設条例」という。）第3条第4項及び第42条第2項（新指定入所施設条例第57条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス条例第33条の2（新指定障害福祉サービス条例第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第77条、第94条、第94条の5、第109条、第109条の4、第122条、第148条、第148条の4、第158条、第158条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第193条の12、第193条の20、第200条、第200条の11並びに第200条の22において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設条例第46条の2、新障害福祉サービス条例第25条の2（新障害福祉サービス条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター条例第16条、新福祉ホーム条例第13条の2、新障害者支援施設等条例第37条の2、新指定通所支援条例第38条の2（新

指定通所支援条例第54条の5、第58条、第70条、第77条、第77条の2、第80条、第80条の9及び第88条において準用する場合を含む。)、第8条の規定による改正後の千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新設備運営条例」という。))第12条の2並びに新指定入所施設条例第35条の2(新指定入所施設条例第57条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス条例第34条第3項(新指定障害福祉サービス条例第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第122条、第193条の12並びに第193条の20において準用する場合を含む。)、第72条第2項及び第91条第2項(新指定障害福祉サービス条例第94条の5、第109条、第109条の4、第148条、第148条の4、第158条、第158条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第200条、第200条の11及び第200条の22において準用する場合を含む。)、新指定障害者支援施設条例第49条第2項、新障害福祉サービス条例第27条第2項及び第48条第2項(新障害福祉サービス条例第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。)、新地域活動支援センター条例第17条第2項、新福祉ホーム条例第14条第2項、新障害者支援施設等条例第39条第2項、新指定通所支援条例第41条第2項(新指定通所支援条例第54条の5、第58条、第70条、第77条、第77条の2、第80条、第80条の9及び第88条において準用する場合を含む。)、新設備運営条例第13条第3項並びに新指定入所施設条例第38条第2項(新指定入所施設条例第57条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

第5条 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス条例第35条の2第3項（新指定障害福祉サービス条例第43条第1項及び第2項、第43条の4、第77条、第94条、第94条の5、第109条、第109条の4、第122条、第148条、第148条の4、第158条、第158条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第200条、第200条の11並びに第200条の22において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設条例第52条第3項、新障害福祉サービス条例第28条第3項（新障害福祉サービス条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）、新障害者支援施設等条例第41条第3項、新指定通所支援条例第44条第3項（新指定通所支援条例第54条の5、第58条、第70条、第77条、第77条の2、第80条、第80条の9及び第88条において準用する場合を含む。）及び新指定入所施設条例第41条第3項（新指定入所施設条例第57条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

第6条 この条例の施行の際現に指定を受けている第7条の規定による改正前の千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「旧指定通所支援条例」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者（次条及び附則第8条において「旧指定児童発達支援事業者」という。）については、新指定通所支援条例第5条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

第7条 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定通所支援条例第5条第3項及び第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは、「保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)」と、同条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。

第8条 旧指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援条例第6条第6項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

第9条 この条例の施行の際現に旧指定通所支援条例第55条第1項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者(次条において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。)については、新指定通所支援条例第55条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

第10条 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧指定通所支援条例第55条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。

第11条 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援条例第72条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者(次条及び附則第13条において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。)については、新指定通所支援条例第72条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

第12条 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援条例第72条第3項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。

第13条 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援条例第72条第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。

第14条 この条例の施行の際現に旧指定通所支援条例第78条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次条において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援条例第78条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

第15条 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定通所支援条例第78条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。

第16条 この条例の施行の際現に存する第8条の規定による改正前の千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次条及び附則第18条において「旧設備運営条例」という。）第65条第2号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営条例第66条第3項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

第17条 この条例の施行の際現に存する旧設備運営条例第66条第9項に規定する主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営条例第66条第11項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

第18条 この条例の施行の際現に存する旧設備運営条例第80条第1項に規定する福祉型児童発達支援センターに対する新設備運営条例第80条第2項の規定の適用については、令和4年3月31日までの間、同項中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは、「する」とする。

第19条 この条例の施行の際現に指定を受けている第9条の規定による改正前の千葉県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（次条において「旧指定入所施設条例」という。）第4条第1項第3号ア（ア）に規定する主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定入所施設条例第4条第1項第3号ア（ア）の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

第20条 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定入所施設条例第4条第1項第3号ア（イ）に規定する主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定入所施設条例第4条第1項第3号ア（イ）の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。